

社団法人日本病理学会北海道支部 広域病理診断支援事業 内規

第1章 総則

第1条 この規定は社団法人日本病理学会北海道支部（以下、支部）が事業主体となり、北海道からの補助金交付を受けて行う地域医療再生事業のうち、広域病理診断支援事業の運営に関し、必要な事項を定める。

第2条 本事業は、社団法人日本病理学会北海道支部 広域病理診断支援事業と称する。

第3条 本事業は、道内の主な医療施設間に病理診断支援網を構築することにより、病理医の不足によって地域に在住する患者が被っている診療上の不利益を回避し、また病理医の過重な負担の軽減を図ることを目的とする。

第4条 本事業の運営にあたり、運営委員会を設置する。運営委員会は本事業運営に関する決定を行う。決定事項は支部拡大幹事会にて承認後、総会にて承認を得る。

第5条 本事業の実施期間は、平成23年4月1日から平成26年3月31日までとする。

第2章 事業の運営、協賛金

第6条 本事業は、北海道が交付する地域医療再生基金事業補助金の支援を受けて運営される。本事業の運営についての協賛金の徴収等に関しては、運営委員会にて検討する。

第7条 本事業の実施にあたり、実行委員会をおく。実行委員会は運営委員会の決定に基づいて事業遂行のための実務にあたる。実行委員会に事務局をおくことができる。

第3章 資産

第8条 本事業で得られた資産は、実施期間中は支部が管理を行う。実施期間終了後の取り扱いについては運営委員会で決定する。

第4章 会計

第9条 本事業の会計は支部の会計担当幹事が管理する。予算、決算は運営委

員会による承認後に、支部総会にて承認を得る。

第10条 本事業の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第11条 会計報告は、支部を通じて日本病理学会本部に提出する。

附則

本内規は平成24年10月13日より施行する。

社団法人日本病理学会北海道支部 広域病理診断支援事業 運営委員会

運営委員会 会則

1. 委員長は社団法人日本病理学会北海道支部長が兼任する
2. 委員長は本委員会を代表し、本事業の運営にあたる会務を統べる。
3. 幹事は委員長が委嘱し、会務を処理する。
4. 委員は委員長が委嘱する。

平成 24 年度運営委員会構成員

委員長 笠原正典（社団法人日本病理学会北海道支部長）

幹事 松野吉宏（北海道大学病院病理部）

委員 佐藤昇志（札幌医科大学医学部第一病理）

澤田典均（札幌医科大学医学部第二病理）

長谷川匡（札幌医科大学病院病理部）

田中伸哉（北海道大学大学院腫瘍病理）

西川祐司（旭川医科大学大学院腫瘍病理）

小林博也（旭川医科大学大学院免疫病理）

三代川斉之（旭川医科大学病院病理部）

深澤雄一郎（市立札幌病院）

立野正敏（釧路赤十字病院）

山城勝重（北海道がんセンター）

佐藤昌明（NTT 札幌病院）

社団法人日本病理学会北海道支部 広域病理診断支援事業 実行委員会

実行委員会 会則

1. 委員長は運営委員会が決定し、運営委員長が委嘱する。
2. 委員長は本委員会を代表し、本事業遂行のための実務を統括する。
3. 委員は本事業参加施設の代表者等から委員長の推薦を受け、運営委員長が委嘱する。
4. 委員は社団法人日本病理学会北海道支部会員であることを問わない。